

都市の低炭素化の促進に関する法律施行令について

1. 背景

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）（以下「法」という。）に基づき、政令で定めることとされている事項を定める必要がある。

2. 概要

（1）熱供給施設に準ずる施設（第1条関係）

法第7条第3項第5号イの規定により、熱供給施設に準ずる施設について、熱供給事業の用に供する以外の施設であって、水、蒸気その他国土交通大臣が定める液体又は気体を熱媒体として利用する施設とする。

（2）都市公園に設けられる施設（第2条関係）

法第7条第3項第5号ロの規定により、都市公園の占用許可の特例の対象となる施設について、環境への負荷の低減に資する発電施設等とする。

（3）市町村が都道府県知事の同意を要する建築物及び都道府県知事が所管行政庁となる建築物（第3条・第12条関係）

建築基準法第97条の2第1項の建築主事を置く市町村においては、同法第6条第1項第4号に定める建築物等とする。

（4）認定集約都市開発事業の実施に要する費用にかかる国の補助（第4条関係）

法第17条第2項の規定により、国の補助する額は、地方公共団体が補助する額の二分の一等とすること等とする。

（5）保留地の対価に相当する金額の交付基準（第5条関係）

法第19条第3項の規定により、居住者の共同の福祉等のため必要な特定建築物の保留地を処分した場合には、施行前の価格割合に応じて対価を交付することとする。

（6）軌道事業の特許を要する軌道利便増進実施計画の認定（第6条～第8条関係）

法第26条第4項の規定により、軌道法第3条の特許を要する軌道利便増進実施計画の認定の申請について、必要な手続きを定める。

（7）公共下水道管理者等の許可に関する基準等（第9条・第10条関係）

法第47条第2項及び第5項の規定により、下水の取水等の許可基準として、下水熱利用設備の構造、取水する下水の量等に係る基準を定め、下水に混入できるものとして凝集剤等を定める。

（8）低炭素建築物新築等計画の認定対象となる空気調和設備等（第11条関係）

法第53条第1項の規定により、設置又は改修が低炭素建築物新築等計画の認定の対象となる空気調和設備等について定める。

（9）低炭素建築物の容積率の特定の対象となる床面積（第13条関係）

法第60条の規定により、建築物の延べ面積に算入しない床面積は、通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの等とする。

(10) 施行期日（附則第1条関係）

この政令は、法の施行期日である平成24年12月4日から施行することとする。

(11) 宅地建物取引業法施行令等の一部改正（附則第2条～第4条関係）

宅地建物取引業法施行令第3条第1項に法第43条の樹木等管理協定の承継効を追加し、法を公益通報者保護法の対象とし、国土交通省組織令の所要の改正を行う。